

平成30年第2回定例会

中空知広域水道企業団議会定例会議事録

# 平成30年第2回中空知広域水道企業団議会定例会

平成30年11月29日(木) 滝川市役所10階議会議場

午後1時30分 開会  
午後2時58分 閉会

## ○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 報告第1号 平成29年度決算に係る資金不足比率について
- 日程第5 報告第2号 定期監査報告について
- 日程第6 報告第3号 例月現金出納検査報告について
- 日程第7 議案第1号 平成30年度中空知広域水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)  
議案第2号 中空知広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第3号 議会の議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 認定第1号 平成29年度中空知広域水道企業団水道事業決算
- 日程第10 一般質問

## ○出席議員 13名

1番 清水雅人君	2番 山本正信君	3番 田村勇君
4番 小野保之君	5番 柴田文男君	6番 飯澤明彦君
7番 北谷文夫君	8番 佐々木政幸君	9番 増井浩一君
10番 川野敏夫君	11番 本田加津子君	12番 森山務君
13番 大矢雅史君		

## ○欠席議員 0名

## ○説明員

企業長	前田康吉	副企業長	善岡雅文
副企業長	村上隆興	参与	千田史朗
監査委員	宮崎英彰	監査委員	中野浩二
企業局長	加藤孝昭	監査事務局長	杉原慶紀
営業課長	横山浩文	工務課長	児玉利数
滝川営業所長	加地幸治	砂川営業所長	岩崎賢一
歌志内営業所長	山田元	奈井江営業所長	大津一由
工務課副主幹	植村一義	営業課副主幹	江末孝之
営業課副主幹	桜井国彦	工務課副主幹	吉尾一彦
工務課副主幹	種田佳宏	営業課主査	高草木敦
工務課主査	早坂彰彦		

○会議事務従事者 議会事務局長 金子和史  
事務局書記 伊藤雄樹

◎開会・会議宣言		開会時間午後 1 時 3 0 分
○議	長	定刻となりましたので、ただいまより、平成 3 0 年第 2 回中空知広域水道企業団議会定例会を開会いたします。
○議	長	ただいまの出席議員数は 1 3 名であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
○議	長	発言は、質問席で行い、討論は演壇で行うこととします。
○議	長	日程第 1 「会議録 署名議員指名」を行います。 会議録署名議員は、議長において 3 番田村議員、1 1 番本田議員を指名いたします。
○議	長	日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。 今定例会の会期は、本日の 1 日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、会期は 1 日間と決定いたしました。
○議	長	ここで 4 月 1 日付けの人事異動等に伴う企業団職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。  (人事異動に伴う企業団職員の紹介)
○議	長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
○議	長	日程第 3 「行政報告」を行います。 行政報告を求めます。  (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企 業	長	本日、平成 3 0 年第 2 回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。 議員の皆様におかれましては、雪の中ご出席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。 行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思っておりますが、3 点につきまして口頭でご報告させていただきます。 初めに、北海道胆振東部地震に伴う停電等への対応についてでございます。

	<p>9月6日未明に発生した胆振東部地震については、道内各地に大きな被害をもたらしたところであり、亡くなられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様に対しても心からお見舞い申し上げます。</p> <p>当企業団においては、水道施設自体に直接の被害は及ばなかったものの、道内全域に及ぶ停電により、浄水場や送水配水施設への電力供給が途絶えたところですが、各施設に設置してある非常用発電機が一斉に運転を開始し、給水を再開いたしました。また、滝川市、砂川市の一部の増圧地域で非常用発電機が未設置の地区では、一時的に断水になりましたが、管内の水道施設業者や電気事業者の協力により、仮設による電力供給を速やかに行い、断水を解消いたしました。同日午後1時頃には浄水場や一部の地域で北海道電力の電力供給が再開、翌日午後10時頃には管内の水道施設の停電は全て解消され、通常と同様の水の供給を確保したところです。停電が続く中ではSNS等を介して「もうすぐ断水する」など、根拠のない不正確な情報が流れ、それに惑わされた方々からの問合せが相次ぎましたが、大きな混乱には至らなかったことは幸いでありました。今後におきましては、今回の対応を振り返り、危機管理体制の再点検を行い、3市1町の住民へ安心安全で安定した水道水の供給に努めてまいります。</p> <p>2点目は、水道水の供給状況でございます。</p> <p>平成30年2月分から10月分までの有収水量につきましては、450万1,718立方メートルとなり、平成29年における同期間の有収水量と比較いたしますと98.55パーセントとなっております。</p> <p>3点目は、中空知広域水道企業団水道事業ビジョン（案）についてでございます。</p> <p>現在、当企業団の最上位の計画として位置付けております地域水道ビジョンにつきましては、平成30年度で計画期間が満了しますことから、今般、新たな最上位の計画として、平成31年度から平成40年度までの10年間の計画である中空知広域水道企業団水道事業ビジョンにつきまして、策定作業を行っているところであります。策定に向けては、構成3市1町から推薦いただいた8名の委員と助言者2名の合計10名で策定検討会議を設け、4回の検討会議を重ねて議論いただきました。その結果、10月2日に原案を完成されたということで、検討会議からご報告をいただいたところでございますので、議員の皆様には、中間報告として先日その原案を郵送させていただきました。今後は、12月よりパブリックコメントを行い、住民の皆様の見解をいただき、これを踏まえながら来年2月に向けて成案化を目指したいと考えているところでございます。</p> <p>口頭での報告につきましては以上でございますが、本議会における報告及び認定等につきまして、後ほどご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします口頭報告といたします。</p>
○議	<p>長 説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	<p>長 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。</p>

○議	長	これをもちまして、行政報告を終わります。
○議	長	<p>日程第4 報告第1号「平成29年度決算に係る資金不足比率について」を議題といたします。 説明を求めます。</p> <p>(加藤企業局長挙手)</p>
○議	長	局長。
○加藤企業局長		<p>ただいま上程されました報告第1号「平成29年度決算に係る資金不足比率」についてご説明申し上げます。</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の規定に基づき算出した資金不足比率について、同条第1項の規定により、別紙の監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。</p> <p>平成29年度決算における資金不足比率はマイナス61.4パーセントであり、資金不足の発生はなく本比率は該当いたしません。</p> <p>以上 報告第1号の説明とさせていただきます。 ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
○議	長	<p>説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	報告第1号は、報告済みといたします。
○議	長	<p>日程第5 報告第2号「定期監査報告について」を議題といたします。 説明を求めます。</p> <p>(宮崎監査委員挙手)</p>
○宮崎監査委員		<p>地方自治法第199条第4項の規定に基づきまして、中空知広域水道企業団の定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。</p> <p>監査の対象、監査の範囲、監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますのでお目通し願います。</p> <p>監査の結果につきましては、おおむね適正に執行又は管理されていると認められますが、軽易な事項につきましては、監査の過程において、その都度、直接事務担当者に是正又は適正な処理方を指導しておりますので、内容は省略いたします。</p> <p>以上で、報告第2号定期監査報告を終わります。</p>

○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますか。  (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	報告第2号は、報告済みといたします
○議	長	日程第6 報告第3号「例月現金出納検査報告について」を議題といたします。 「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。
○議	長	これより質疑に入ります。質疑ございますか。  (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	報告第3号は、報告済みといたします。
○議	長	日程第7 議案第1号「平成30年度中空知広域水道企業団水道事業補正予算(第1号)」、議案第3号「議会の議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を一括議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。  (加藤企業局長挙手)
○議	長	局長。
○加藤企業局長		ただいま上程されました議案第1号「平成30年度中空知広域水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。 平成30年2月に策定した経営戦略においては、同月の議員研修会において説明しましたとおり、「平成32年度当初から約6パーセントの水道料金の引上げが必要」としていたところですが、その後今年度に入り、平成29年度決算がまとまり、また、今回策定予定の水道事業ビジョンにおける検討内容なども踏まえ、水道料金に関する事項についてご審議いただく付属機関である水道料金審議会の判断を仰ぎたいと考えているところであります。この補正予算は、このような状況を踏まえ、水道料金審議会の開催に係る経費を補正するものであります。 水道料金審議会については、中空知広域水道企業団水道料金審議会条例に基づ

き設置されますが、この審議会は企業長の水道料金に関する諮問に応じて審議を行い、その結果を企業長に答申するものです。

1 ページ、議案第 1 号をお開きください。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は、収益的支出の補正であります。水道料金審議会開催に係る経費の補正であります。

1 款 水道事業費用、1 項 営業費用 22 万 1,000 円を増額補正したいとするものでございます。

続きまして 2 ページから 5 ページにつきましては、所定の書式に基づき記載しておりますのでお目通し願います。

6 ページをお開き願います。

補正予算明細書であります。先ほどご説明したとおり、水道料金審議会開催に係る経費の補正であります。

収益的支出の 1 款 水道事業費用、1 項 営業費用、6 目 総係費 22 万 1,000 円を増額補正したいとするもので、内訳は審議会委員の報酬 16 万 6,000 円、費用弁償としての旅費 4 万 8,000 円、会場使用料としての賃借料 7,000 円でございます。なお、水道料金審議会については、5 回程度の開催を予定し、今回の補正では今年度開催予定の 3 回分の補正となっております。また、委員については、審議会条例に基づき 16 名以内とし、構成市町からの選出者、学識経験者、公募による委員での構成を予定しております。

以上、議案第 1 号の説明とさせていただきます。

続きまして議案第 3 号「議会の議員の議員報酬及び特別職の職員で非常勤のものとの報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

水道料金審議会などの付属機関の委員報酬については、条例で定めた報酬額を 1 日分の報酬額として支給しているところですが、その活動実態に即し、半日 4 時間を単位とした報酬を新たに設定し、支給区分を 1 日と半日の 2 区分に細分化するため条例改正したいとするものです。改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので参考資料の 1 ページ目をお開きください。

第 1 条の改正は、現状でも非常勤特別職の職員として条例に含まれている監査委員を明記するための文言整理です。

第 2 条は議員報酬等に関する規定ですが、付属機関委員報酬を別建てで別表に規定することに伴い、第 3 項を追加する等の改正です。

第 3 条は旅行による費用弁償に関する規定ですが、条例中に下位法令である企業団管理規程を引用するという不整合を解消するため、文言を整理するものです。

第 4 条は会議出席等の費用弁償に関する規定ですが、第 3 項におきまして 1 日のうち 2 種以上の会議に出席等する場合の規定に後段として「額が異なるときは多い方の額を支給する」旨の規定を追加するものです。

第 5 条を第 6 条に繰り下げ、新たに第 5 条として費用弁償の支給時期について旅行の場合は請求を受けて、会議の場合はその都度支給するという現状の取扱いを明文化したものです。

別表は、付属機関委員の報酬に関する新たな規定となりますが、構成市町等の例に鑑み、行政不服審査会及び情報公開・個人情報保護審査会など、専門的かつ高度な知識等を必要とする委員に対する報酬額を日額 1 万 100 円とすると

<p>○議 長</p>	<p>もに、その他の委員については1日と半日の単位で報酬額を区分し、委員長については日額8,600円、半日額4,300円、委員については日額6,800円、半日額3,400円としたいとするものです。</p> <p>附則につきましては、施行期日を公布の日としたいとするものです。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わります。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>○議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。</p>
<p>○清水議員</p>	<p>(清水議員挙手)</p> <p>清水議員。</p>
<p>○議 長</p>	<p>議案第3号についてですが、新たに別表の中で日額と半日額ということで改正される訳ですが、これまでに変わり、このような決め方をするきっかけはどのようなことだったのかお伺いします。</p>
<p>○横山営業課長</p>	<p>(横山営業課長挙手)</p> <p>営業課長。</p>
<p>○清水議員</p>	<p>それでは答弁させていただきたいと思います。前回、料金審議会を開催したのは平成19年、20年の料金改定の際でございました。その時点においては、実は半日額という設定は、構成市町の中で滝川市と奈井江町が採用しておりました。当時、滝川市で採用して1年程経った時点でしたけれども、当時の記録を読むと、砂川市、歌志内市等の動向を勘案しまして、「今のままで行く」ということで従前の日額で支給しておりました。今回、水道料金審議会を開催することになりまして、改めて構成市町の状況を確認しました。その結果、半日額を設定しているのは、先ほど申しましたとおり滝川市と奈井江町、その他の2市につきましては、半日額の設定はございませんけれども、実は金額の関係がございまして、3市1町を平均しますと3,300円ということでございます。こういった金額的な実態も構成市町間のバランスが取れていると判断させていただきまして、この度、半日額を委員長については4,300円、委員については3,400円と設定し、提案させていただくものでございます。以上です。</p> <p>(清水議員挙手)</p> <p>清水議員</p> <p>別表の1、2、3に含まれている特別職の委員ということですが、これについては今の説明で理解いたしました。この条例の中には、議員が含まれているのですが、議員についてはこの半日という制度を設けないのは、ただいまご説明あったように、構成市町で議員の日額を「半日設定しているところはない」ということが理由だと思いましたが、議員についても半日にしないと「不公平ではないの</p>



		<p>か」という声が市民からあがると、説明しづらいと感じたのですが、そのあたりについて検討されていればその経過について伺います。</p> <p>(横山営業課長挙手)</p>
○議	長	<p>営業課長。</p>
○横山営業課長		<p>それでは答弁させていただきます。議員の分、監査委員の分も同様でございますが、これは先ほどの委員とは違いまして、各構成市町につきましては月額で定められております。ですので、単純に平均ということにはならないと判断させていただきました。それからもう1点としては、議会の開催については4時間以内というものもございますけれども、最近は議員研修会等も開催させていただいているということもございます。ダムですとか遠くに視察に行った場合は4時間を超える場合もあるというのが2点目でございます。3点目でございますが、実は一部事務組合の議員、監査委員の報酬は、各一部事務組合は同じ額の設定になっています。こういった中で、水道企業団だけ額を変更するというのは甚だ難しい部分がございます。こういった判断から現時点においては、委員の部分のそれぞれの平均が取れている部分について、このような導入をさせていただくということで提案させていただいているものでございます。以上です。</p>
○清 水 議 員		<p>終わります。</p>
○議	長	<p>他に質疑ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>これにて質疑を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより一括討論に入ります。討論ございますか。</p>
○議	長	<p>(なしの声あり)</p>
○議	長	<p>討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。</p>
○議	長	<p>これより、議案第1号及び議案第3号を一括採決いたします。 本案をいずれも可決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
○議	長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第1号及び議案第3号の2件はいずれも可決されました。</p>
○議	長	<p>日程第8 議案第2号「中空知広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。</p>

○議	長	提案理由の説明を求めます。
		(加藤企業局長挙手)
○議	長	局長。
○加藤企業局長		<p>ただいま上程されました議案第2号「中空知広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。</p> <p>この条例は、平成27年9月9日に公布された、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び平成28年5月27日に公布された行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行により必要となる整備を行うとともに、オンライン結合の運用の見直しを行うため、条例を改正したいとするものです。</p> <p>改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、参考資料の1ページ目をお開きください。</p> <p>第2条は定義規定ですが、第1号の2として高度情報化の進展に伴い、新たな課題となっていた指紋、顔認識データや旅券番号などの個人識別情報に関する定義を、第5号として人種や信条、病歴などの要配慮情報に関する定義を追加するとともに所要の文言整理をしたいとするものです。</p> <p>第6条の改正は、法制執務に関わる所要の文言整理です。</p> <p>第7条の改正は、第2条で定義した要配慮情報を置き換える文言整理です。</p> <p>第9条は、インターネット回線などを通じてコンピュータを結合するいわゆるオンライン結合について、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要がある場合などに限り、個人情報の提供が認められるとする現在の取扱いについては、近年飛躍的に普及したITによる情報連携が、今や市民サービスの向上や行政運営の効率化を推進するために不可欠となる中で、国等との連携に迅速に対応するためには事務手続を簡素化し、効率的な行政運営に資する運用の変更が必要であることから、国の法律と同内容の規定とすることが適切と判断し、第9条を削除したいとするものです。</p> <p>第14条の改正についても、法との整合を図るための文言の整理です。</p> <p>第16条、第22条の改正は、法制執務に関わる所要の文言整理です。</p> <p>第24条の改正は、法との整合を図るための文言の整理です。</p> <p>第26条の改正は、平成21年4月に施行された統計法の全部改正に伴い、他の制度により個人情報の取扱いが定められている情報に関する条例上の適用除外規定について整理したいとするものです。</p> <p>附則につきましては、第1項において、施行期日を原則公布の日から、オンライン結合制限規定の削除に伴う部分については平成31年1月1日から施行したいとするものであり、第2項において、オンライン結合制限条項の廃止に伴い、この条例を引用している他条例の文言を整理するものです。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>

○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますか。  (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。
○議	長	これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますか。  (なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。
○議	長	これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、議案第2号を採決いたします。 本案を可決することに異議ありませんか。  (異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第2号は可決されました。
○議	長	日程第9 認定第1号「平成29年度中空知広域水道企業団水道事業決算」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。  (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企 業	長	平成29年度中空知広域水道企業団水道事業の決算をご認定いただくにあたり、決算書及び審査意見書を提出いたしました。審査に先立ちまして本事業決算の大綱をご説明申し上げます。 当水道企業団は平成18年度の統合より12年が経過し、この間、末端給水事業への事業変更、料金統一などを行いながら、「安全で安心な水を安定して安価で提供する」ことを基本理念に、効率的な事業運営に努めてまいりました。 しかしながら、給水人口が年々減少していく中、浄水場施設も平成2年竣工より28年が経過するとともに、構成市町から引継ぎを受けた配水管についても法定耐用年数の40年を経過する経年管等が増加してきているところです。 施設や構築物、管路の更新が追いつかず、計画的な更新ができていない問題については、全国的にも取り沙汰されており、また、台風や地震などによる想定を

超える自然災害で長期的な断水事故なども相次いでいる状況です。

最近では、道内においても北海道胆振東部地震で水道施設や管路等の被害を受けた地域もあり、その後の大規模停電においては、当企業団でも浄水、配水施設等の水道ライフラインを維持するための対応を行ったところであります。

こうした現状を踏まえ、当企業団といたしましては、危機管理マニュアルをより一層実態に即したマニュアルに整備し、現在策定している水道事業ビジョンにおいて、施設や構築物、管路などの資産の正確な把握を行い、将来へ負担を先送りすることのないよう、計画的に更新を進めながら、引き続き安全で安心な水の供給に努め、地域の社会的インフラとしての責務を担ってまいりたいと考えております。

はじめに配水量についてであります。年間総配水量は723万5,048立方メートル、1日平均配水量1万9,822立方メートルとなり、業務の予定量として予算に定めました年間総配水量720万2,000立方メートルの予定量を上回る結果となったところであります。

次に経理状況について申し上げますと、収益的収支では、収入16億1,085万円、支出15億3,393万円で、収支差引では7,692万円の純利益が生じ、前年度繰越利益剰余金6億2,529万円と合わせた当年度未処分利益剰余金7億221万円となったところであります。なお、給水収益の現年度分収納率については、前年度の97.4パーセントを1.0ポイント下回る96.4パーセントとなったところであります。

資本的収支では、収入3億4,750万円、支出12億1,729万円で、収支差引では8億6,979万円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

以上、平成29年度水道事業の決算大綱を申し上げますが、今後におきましても経営の健全化に努め、水道事業の使命達成に努める所存であります。

なお、決算の詳細につきましては担当より説明させますので、慎重なご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げます。以上です。

(加藤企業局長挙手)

○議長 長

局長。

○加藤企業局長

平成29年度中空知広域水道企業団水道事業会計の決算についてご説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

決算報告書でございます。消費税込みで記載しております。

収益的収入及び支出の「収入」でございます。

1款 水道事業収益 決算額17億2,149万6,883円、執行率100.3パーセント、1項 営業収益 執行率100.2パーセント、2項 営業外収益 執行率100.8パーセント、3項 特別利益の収入はございません。

次に「支出」でございます。

1款 水道事業費用 決算額15億9,703万5,118円、執行率93.9パーセント、1項 営業費用 執行率94.2パーセント、2項 営業外費用 執行率91.5パーセント、3項 特別損失、4項 予備費の支出はございません。

4ページ、5ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の「収入」でございます。

1款 資本的収入 決算額3億4,750万7,876円、執行率90.2パーセント、1項 企業債 執行率90.7パーセント、2項 出資金執行率100パーセント、3項 補償金 執行率45.8パーセント、4項 分担金の収入はございません。

次に「支出」でございます。

1款 資本的支出 決算額12億1,729万5,581円、執行率96.0パーセント、1項 建設改良費 執行率93.4パーセント、2項 企業債償還金執行率100パーセント、3項 予備費の支出はございません。

資本的収入が資本的支出に不足する額8億6,978万7,705円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で4,309万7,599円、過年度分損益勘定留保資金4億9,726万4,427円及び当年度分損益勘定留保資金3億2,942万5,679円で補填したところでございます。

7ページをお開き願います。

財務諸表の損益計算書であります、消費税抜きで記載しております。

1の営業収益でございますが、(1)給水収益から(3)その他の営業収益までを合計いたしまして14億6,501万159円、2の営業費用では、(1)議会及び監査費から(8)資産減耗費までを合計いたしまして14億6,011万1,967円、営業利益は489万8,192円でございます。3の営業外収益では、(1)受取利息から(4)雑収益までを合計いたしまして1億4,584万2,586円、4の営業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費から(3)雑支出までを合計いたしまして7,381万4,407円、営業外収支の差引で7,202万8,179円の営業外利益となりました。

総収益から総費用を差し引き7,692万6,371円が当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金6億2,529万1,153円を合計いたしまして、当年度未処分利益剰余金は7億221万7,524円となったところでございます。

次に8ページ、9ページをお開き願います。

剰余金計算書でございます。「資本金の部」でございます。

自己資本金については、各構成団体からの出資金1億890万6,424円を受入し、当年度末残高70億7,644万910円となったところでございます。

次に「利益剰余金の部」でございます。

利益剰余金については、未処分利益剰余金に当年度純利益7,692万6,371円を増額し、当年度未処分利益剰余金は7億221万7,524円となったところでございます。

次に、剰余金処分計算書でございますが、処分予定額はございません。

次に10ページ、11ページに記載しております貸借対照表については、所定の書式に基づき記載してございますのでお目通し願います。

13ページをお開き願います。

キャッシュ・フロー計算書でございます。こちらも所定の書式に基づき記載してございますのでお目通し願います。

14ページをお開き願います。

収益的収入及び支出明細については消費税抜きで、主なものをご説明いたします。

「収入」でございます。

1款、1項、1目 給水収益13億7,417万1,513円、収納率は3月末

で96.42パーセント、5月末で99.24パーセントとなり、昨年度5月末での収納率99.28パーセントとほぼ同水準を確保したところでございます。

2目 受託工事収益538万3,700円、給水工事の設計審査手数料などでございます。3目 その他の営業収益8,545万4,946円、構成3市1町からの下水道使用料賦課徴収業務の事務費負担金などでございます。2項、2目負担金3,167万5,640円、構成3市1町からの負担金で、企業債借入利息分719万2,310円、水道料金福祉減免補填分2,440万8,432円などでございます。

15ページに入りまして、「支出」でございます。

1款、1項、2目 原水及び浄水費2億9,995万6,791円、浄水場運転管理委託料、維持管理費などでございます。

16ページをお開き願います。

3目 配水及び給水費1億788万8,184円、配水及び給水管の補修費、各ポンプ場の維持管理費などでございます。

4目 受託工事費570万6,141円、受託工事担当職員の人件費及び工事請負費などでございます。

続きまして17ページにわたりますが、5目 業務費1億5,031万9,668円、水道料金の賦課徴収に係る経費として、料金担当職員の人件費、納付書等の印刷代、郵送料、メーター検針委託料などでございます。

6目 総係費6,857万8,172円、総務担当職員の人件費及び各営業所使用に係る負担金などでございます。

18ページをお開き願います。

7目 減価償却費7億7,909万3,657円、浄水場施設、送水配水管等の減価償却費でございます。

8目 資産減耗費4,812万4,967円、配水管等の除却費でございます。

うち解体工事分は税込119万8,800円、税抜き111万円でございます。

2項、1目 支払利息及び企業債取扱諸費7,148万9,471円、企業債償還利息でございます。

19ページに入りまして、資本的収入及び支出明細については、消費税込みの金額でご説明申し上げます。

「収入」でございます。

1款、1項、1目 企業債2億2,670万円、施設整備事業に係る企業債でございます。

2項、1目 出資金1億890万6,424円、構成3市1町からの出資金で、企業債元金分でございます。

3項、1目 補償金1,190万1,452円、道路事業関連の配水管布設替に係る補償金でございます。

続きまして、20ページをお開き願います。「支出」でございます。

1款、1項、1目 施設整備費5億5,628万8,030円、浄水場施設改修、配水管の新設改良工事費などでございます。

2目 量水器費1億549万9,690円、検満量水器の取替に伴う委託料、材料費でございます。取り替え台数は4,166台でございます。

3目 固定資産取得費2,051万8,400円、誘導結合プラズマ質量分析装置等の購入費でございます。

21ページに入りまして、2項、1目 企業債償還金5億3,498万9,46

	<p>1円、元金償還分でございます。</p> <p>3項、1目 予備費の支出はございませんでした。</p> <p>以下、23ページについては「出資金及び負担金明細書」、24ページ、25ページは「固定資産明細書」、26ページから31ページは「企業債明細書」、32ページは「注記表」となっております。</p> <p>33ページ以降につきましては、事業報告を記載しておりますのでお目通しをいただきたいと思っております。</p> <p>以上、平成29年度決算の説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
○議 長	<p>次に監査委員から決算審査意見書の説明を求めます。</p> <p>(宮崎監査委員挙手)</p>
○議 長	<p>宮崎監査委員。</p>
○宮崎監査委員	<p>地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました、中空知広域水道企業団の平成29年度水道事業決算について審査を行いましたので、お手元の決算審査意見書によりご報告申し上げます。</p> <p>審査の対象につきましては、平成29年度水道事業の決算について審査いたしました。</p> <p>審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますのでお目通し願います。</p> <p>審査の結果につきましては、決算書、財務諸表、附属書類及び関係諸帳簿など照合の結果、正確であり、かつ、予算に対し適正に執行されており、いずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。</p> <p>監査意見でございますが、決算をみますと、損益計算書において収益合計額が前年度と比べ492万7,000円、0.3パーセント減の16億1,085万2,000円、費用合計額が前年度と比べ2,907万8,000円、1.9パーセント減の15億3,392万6,000円で、収支は前年度と比べ2,415万1,000円、45.8パーセント増の7,692万6,000円の純利益となったところであり、昨年度を上回る利益額を計上しております。</p> <p>資金の状況については、業務活動で7億8,100万4,000円の資金が生じ、設備投資や企業債を償還したのち、前年度と比べ資金が4,568万6,000円減少し、期末残高は13億1,948万1,000円となっておりますが、短期債務に対する支払能力を表す流動比率が271.7パーセントと100パーセントを上回っている状態が続いていることから、今後も大きく資金が減少することのないよう引き続き安定的な資金運営に努められたい。</p> <p>収入の根幹をなす給水収益をみますと、人口減少による契約者数の減少から、前年度と比べ1,104万4,000円減の13億7,417万1,000円となり、今後においても減収が続いていくものと考えられます。また、営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示す営業収支比率については、前年度は100パーセントを下回り営業損失が生じていましたが、当年度では100.4パーセントと回復しています。有収率については、前年度より0.4ポイント減の83.3パーセントとなり、給水原価235.13円毎立方メートルが供給単</p>

	<p>価232.00円立方メートルを上回っている状態が続いているので、状況の解消に向け引き続き努められたい。</p> <p>企業債の平成29年度末残高は37億4,494万8,000円と前年度と比べ3億828万9,000円の減となり、また、企業債元金の償還額は5億3,498万9,000円と前年度と比べ1億152万4,000円の減となったところであり、財務分析による企業債元金償還額対減価償却費比率も68.7パーセントと前年度より12.4ポイントが減少し、内部留保資金による償還能力が高くなってきております。今後費用面では、老朽化した配水管等の水道施設の更新等により工事請負費等が増加していくと思われ、費用削減が困難な状態が継続すると考えられることから、より一層計画的な施設整備やコストの削減、経営の効率化を図り、引き続き安定的な事業運営に努められるよう望むものであります。なお、審査の概要につきましては2ページ以降に記載のとおりでございますが、2ページには業務の実績、3から4ページには予算の執行状況、5から7ページには経営成績、8から10ページには財政状態、11ページには建設投資について記載しておりますのでお目通し願います。また、12ページ以降につきましては、損益計算、資本的収支、貸借対照表の前年度比較表のほか、経営分析及び財務分析の年度別状況を参考資料として記載しておりますのでお目通しを願います。説明は省略させていただきます。以上、申し上げます決算審査報告を終わります。</p>
○議 長	<p>説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますか。</p> <p>(清水議員挙手)</p>
○議 長	<p>清水議員。</p>
○清 水 議 員	<p>13ページのキャッシュ・フローですが、資金の期首残高が13億6,516万6,893円に対して、減少して13億1,948万1,161円になっている。この要因について確認をしたいが、決算審査意見書の11ページの一番下の表の①で企業債元金償還額対減価償却費率が大幅に改善して、この理由は企業債償還金の減少ということだと思えます。そういう中で、資金の残高が減少するということの要因について確認をしたいが、決算書の19、20ページ見ていただきたいが、20ページの1款、1項、1目の工事請負費4億7,205万2,000円に対して、19ページの企業債2億2,670万円ということで、通常は工事請負費と同額の起債をするところが、同額ではなく約2億5,000万円程度と低い金額で起債している。つまり、現金支出がここで2億5,000万円増えたために、期末資金残高が減少している。これまでどおりの建設改良費に対する起債の仕方をしていけば、逆に2億円以上資金が上回っていたというように見て良いか確認をしたいと思えます。</p> <p>2点目は、16ページの配水費及び給水費ですが、収益的収支の水道事業費用の配水及び給水費で、修繕費は2,055万4,884円となっています。ここで、その修繕の総箇所数、送水管、配水管、給水管などの内訳。また、修繕箇所の概要について、接手部や管自体などについて伺います。3点目は材質別の内訳、4点目は水道事業ビジョン(案)25ページでは、修繕金額この10年間で2,0</p>



<p>○議 長</p> <p>○横山営業課長</p>	<p>00万円前後で推移していますが、この変動について、どういう要因で変動しているのかその要因について伺います。</p> <p>2点目は、修繕及び管路更新によって、有収率の維持や改善が図られています。有収水量に対する有収率ということで確認をしたいと思いますが、有収率についてどのように変化したのか確認をしたいと思います。2点目は有収水量維持に対する、修繕による効果の度合いを。これについては管路更新と修繕で有収率を維持改善をしていると思うのですが、そのうち修繕を1年単位でみて、どの程度有収率が向上したのか伺います。以上です。</p> <p>(横山営業課長挙手)</p> <p>営業課長。</p>
<p>○議 長</p> <p>○児玉工務課長</p>	<p>それでは私の方から、清水議員からの1問目の質問に答弁させていただきます。</p> <p>キャッシュ・フロー計算書の中の資金の期首の残高から期末の残高が減っているという指摘でございました。この要因につきまして、工事請負費4億7,205万2,000円行っているところ、企業債では2億2,670万円しか借りていないのが原因ではないかということでございました。今年度もそうですが、平成29年度につきまして申し上げますと、29年度は収支計画表に基づいて事業を計画し、執行させていただいております。企業債の部分で言いますと、2億5,000万円を上限として借りるという設定をしております。こういったことから当初より工事請負費4億7,000万円のところを全て企業債に振り向けるという考えではございませんでした。収支計画表に基づきまして計画をし、そのとおり執行させていただいて、現金についてはその分減っているということでございます。以上です。</p> <p>(児玉工務課長挙手)</p> <p>工務課長。</p>
<p>○議 長</p> <p>○児玉工務課長</p>	<p>それでは私の方から、清水議員の収益的収支の水道事業費用の配水及び給水費の修繕費2,055万4,884円の内訳についてお答えいたします。</p> <p>平成29年度の修繕を実施いたしました総箇所数は238か所でございます。その内訳でございますが、配水管の漏水が8件、給水管の漏水は98件、配水施設における修繕は132件となっております。配水施設の中には水道管に付随する仕切弁筐の高さの調整、破損した仕切弁筐の取替、水道メーターボックスの破損等の修繕なども行っております。次に修繕箇所の概要でございますが、配水管につきましては管並びに継手の部分の亀裂による漏水、給水管につきましては接続部分におけるパッキンの劣化並びに管の腐食による漏水が主なものとなっております。また、材質別における修繕状況でございますが、配水管と給水管を合わせますと、鋼管が34件、塩ビ管が24件、ポリエチレン管が12件、銅管が3件、ダクタイル鋳鉄管が1件となっております。修繕金額につきましては過去10年間をみますと、1,600万円から2,500万円となっておりますが、これは各年度により漏水による修繕箇所数と修繕内容が変わることから、このよう</p>

	<p>な推移となっております。</p> <p>続きまして、有収率の関係につきましてお答えします。</p> <p>現在の有収率の状況でございますが、平成29年度は83.32パーセント、平成28年度は83.73パーセントと0.41ポイントと若干下がっております。経過を述べますと企業団統合の時点で、平成20年度前半の有収率はおおむね81パーセント前後を推移しておりました。そこで、平成23年度策定の管路更新計画に基づいた管路更新並びに漏水多発路線の改修工事の実施、また、漏水防止計画に基づいた本格的な委託による漏水調査を順次進めたことにより、地下漏水等が多く発見され、漏水箇所を損傷程度により効率的に改修してきたことに伴い、平成27年度には82.56パーセントと対前年比1.62パーセント向上いたしまして、現在83パーセントを維持している状況となっております。</p> <p>次に有収率向上に向けました取組でございますが、企業団が行う一般的な修繕は、施設の故障や事故等が発生した場合に速やかに修理を行い、復帰させるものが多く占めております。しかし、現在の有収率を維持、向上するためには、今後も管路更新計画、また、漏水防止計画に基づき老朽管の更新工事や委託による漏水調査を継続的に行い、漏水箇所の効率的な改修を継続していくことが必要と考えております。以上です。</p> <p>(清水議員挙手)</p>
○議長	清水議員。
○清水議員	<p>1点目をお伺いしたのは、ただいまのとおり資金計画、収支計画に基づき行っていることは理解しております。ただ、決算を終えた時点で、起債償還が大幅に減っているのに資金残高が減っている。これはもちろん利用水量あるいは給水収益が1千数百万円減っていることに比べると非常に大きいということで、わかりやすい説明を私は必要だと思う。私が先ほど言ったような、建設改良費の工事請負費の総額を起債するというルールを、この年度は変えていたということだと確認したいので再度お伺いします。</p> <p>2点目については、修繕箇所をお伺いしたところ、鋼管が74件、塩ビ管が3件と私は聞いたと思うのですが、これは非常に少ないと思うが、水道事業ビジョン(案)によると、8ページに総延長833.8キロメートルのうち、PVCが326.5キロメートルで、PVCは何年持つかというPVCは低い。低いにも関わらずこれが3件というのは、鋼管が74件でPVCは3件というのは、今までの調査結果と合わないというのが実感なので、そこについてお伺いしたいと思います。</p> <p>(横山営業課長挙手)</p>
○議長	営業課長
○横山営業課長	<p>清水議員からの再質問にお答えしたいと思います。2億5,000万円借りるということは、借りる額が少ないと現金残高は減ってまいります。しかしながら今回は、清水議員と意見がそぐわなかったところは、4億の工事をして、それをそのまま全部起債をするというのは必ずしも通常のやり方ということではござ</p>

		<p>いません。他の事業体等においても、当然後年度負担、例えば管にしても一定の年数が持つので、それを使う方、それぞれの世代に分けてお払いいただくという部分もございますので、それが減価償却の考え方でもあると思いますので、そういったことで私どもは起債と現金のバランスを取らせていただきながら、全体を見ながら事業を進めている状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>(児玉工務課長挙手)</p>
○議	長	工務課長。
○児玉工務課長		ただいまの清水議員の質問でございますが、先ほどの材料別における修繕状況でございますが、鋼管が34件、塩ビ管が24件でございます。
○清水議員		終わります。
○議	長	他に質疑ございますか。
		(なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。
○議	長	これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますか。
		(なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、認定第1号の認定について採決いたします。
○議	長	本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
○議	長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり認定することに決しました。
○議	長	日程第10 これより「一般質問」を行いますが、配布しておりますプリントの順に従って行っていただきます。なお、質問は一問一答方式で、15分以内の持ち時間制によって行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに、要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項に渡らないようご留意願います。

		(清水議員挙手)
○議	長	清水議員の発言を許します。
○議	長	清水議員。
○清	水	それでは、1点目をお伺いいたします。
議	員	水道料金改定についてですが、経営戦略では、「水道料金の改定」として、「計画期間のうち9年間で水道料金改定分の増額を見込むと、1年間平均で約7,000万円以上の増額が必要であり、平均約12億5,000万円の水道料金で割り返すと、約6パーセントの水道料金の引上げが必要」、「また水道料金を改定する時期は、今後策定する予定の他の計画との整合性を踏まえ、平成32年度当初からの改定とします」としています。進め方について以下の点について伺います。まず、全体のスケジュールの予定について、2点目は水道利用者の住民、事業者には改定と幅の必要性について、審議会に図る時点で、ホームページ、構成市町広報等により周知すべきではないか、3点目として料金改定にあたっては、前回の答申で述べられている口径別料金の改定について検討したと思いますが、経過と考えについて伺います。
		(横山営業課長挙手)
○議	長	営業課長。
○横山	営業課長	それでは、清水議員からの質問に順次お答えしたいと思います。まず1点目でございます。全体のスケジュールということでございます。水道料金の改定については、2月策定の水道事業経営戦略の中で言及したところですが、今後、実際の改定に向けた全体のスケジュールといたしましては、先ほど議決いただきました補正予算に基づき、来年の1月には水道料金審議会を立ち上げて、検討を進めていただくことを想定してございます。審議回数は現時点では5回程度と考えてございますが、仮に5回とすると6月ころには結論を得られるのではないかと現時点では考えてございます。その後については、議会への提案や審査がどのようになるのかということがございますけれども、企業団としましては、水道料金を値上げすることになれば、平成32年4月からの適用ということで想定させていただいておりますので、そのためには来年の11月議会での議決が必要というふうに考えております。
		2点目でございます。水道利用者の皆様への改定と幅の必要性に関する周知というご質問ですが、審議会で議論されました審議状況、議事録等につきましては、その都度、企業団のホームページなどで状況報告をさせていただきたいと考えてございます。また、審議会での結論が出た後においては、必要な段階で必要な周知をなるべく早期に行っていきたいと考えてございます。
		3点目でございますが、口径別料金に関するご質問ですが、前回の審議会におきましては、「将来的な料金見直しの時点で口径別料金体系の導入について検討されたい」と答申されているところでございます。今回の審議会においてはこの答申に基づく検討が必要と考えているところでございます。口径別料金につきま

<p>○議長</p>	<p>しては、それぞれの使用者がお使いになっている水道メーターの口径の大きさ、大小により料金に差を付けるという方式ということになります。それぞれの使用者の皆様への影響を比較衡量の上、議論いただくことになるものと考えてございます。以上です。</p> <p>(清水議員挙手)</p> <p>清水議員。</p>
<p>○清水議員</p>	<p>2点目の市民への周知について確認をしますが、審議会の議事録はホームページでということ、例えば1月に審議会が開かれ、次の審議会までにはその議事録がホームページにアップされるというようなペースで行われるというように捉えてよろしいのか。また、ホームページというのは非常に限られた媒体ですから、先ほどの答弁では、審議会が終わってから一定の期間に周知をしたいという答弁に聞こえたので、その際には、11月の議会にかける前にでも、こういった答申を受けたというような内容で、構成市町の広報などでの周知についての考えについて。また、口径別については、審議会の諮問の中で口径別料金について検討されるということですから、審議会の中で抜本的に受け止められ審議されるということは理解しました。ここで問題は、口径別を採用した場合に、6%に留まらない増減がもしかするとこちらの方が大きいとも思いますので、そのあたりの口径別による料金の増減、つまり基本料金が安くなるというふうに、そのあたりの今回トータルで6%にするのはわかるが、口径別ではそれを超えることがあると思いますが、そのあたりで今の時点でわかる範囲でお伺いします。</p> <p>(横山営業課長挙手)</p>
<p>○議長</p> <p>○横山営業課長</p>	<p>営業課長。</p> <p>清水議員からの再質問にお答えしたいと思います。</p> <p>まず、市民への周知の関係でございます。ホームページに載せて、次の審議会までには載せるのかというご質問でございますが、こういう審議会等の関係は、まずは第1回目の審議会で、委員の皆様には議事録の確認方法等を確認することになろうかと思っております。例えば、委員長が確認をすればアップすることができるということもあろうかと思っておりますし、委員の皆様で確認をしてからアップしようとするということもあろうかと思っておりますので、そこは審議会に委ねたいと考えてございます。それから、審議が終わってからの一定の周知ということでございますが、先ほども申し上げましたが、なるべく早期に周知を行いたいと考えてございますけれども、現時点では、この時期にこういうやり方をするというところまではまともまっておりますけれども、なるべく早期に行っていきたいということを繰り返し申し述べさせていただきたいと思っております。</p> <p>口径別の関係のご質問でございます。清水議員がおっしゃるとおり、6%を超える増減が出てくると思っております。おそらくもっと安くなる料金になる方もいらっしゃると思っておりますし、上がる方もいるというふうに考えております。私ども試算を若干行っている途中なのですが、いくつかのパターンが完全に固まっているような状態ではございませんので、ここでは前回の委員会の中で議論された口径別という</p>

	<p>ことでお答えさせていただきたいと思いますが、大口径の口径の太い管を使われている使用者の料金は上がるというような傾向があったと、前回の審議会では触れられております。以上です。</p> <p>(清水議員挙手)</p>
○議長	清水議員。
○清水議員	<p>今、大口径という表現をされたということは、口径別は2種類の口径を考えられているのか、そのあたりについて伺います。</p> <p>(横山営業課長挙手)</p>
○議長	営業課長。
○横山営業課長	<p>清水議員からのご質問でございますけれども、現時点では2つに分ける、3つに分けるという部分については、必ずしも確定したものはございません。それぞれのパターンに分けた中で、いろいろな試算をしているという段階に留まっております。以上です。</p> <p>(清水議員挙手)</p>
○議長	清水議員。
○清水議員	<p>口径別について踏み込まれるということについては、たいへん期待をしておりますので、今後30年間にアセットマネジメントでは、2倍以上の値上げになるということですから、もちろんこれは経営戦略で見直して圧縮していくわけですが、値上げを連続的にしていこうという意向がある場合、やはりできるだけ公平な料金体系というものをまず作っておくということが、その後の利用者の理解にもつながるといふふうに思いますので、その点は指摘しておきたいと思ます。</p> <p>2点目ですが、給水人口減と適正料金の関係について伺います。料金を上げなければ経営を維持できないという方針の最大の原因は、利用水量、利用人口の減少です。アセットマネジメント計画では30年間に4回、延べ127.6パーセントの値上げが必要としています。経営戦略で見直した結果、2020年度において、アセットで13パーセントとしたものが6パーセントに精査されているが、驚くべきものである。そこで以下について伺います。1点目として支出に占める物件費について、資材、物価の値上げ率をどの程度で試算しているか、2点目は、労務単価はこの6年で約5割上がっていますが、今後10年についてどのように試算をしているか、3点目は、水道事業ビジョン(案)では、給水人口は、2017年度65,643人から2028年度54,151人へと17.5パーセントもの減少と見込んでいます。水道料金収入の減少率もこれに近いと思われませんが、人口減と料金収入減の比率をどのように見込んでいるか、4点目として、仮に試算していただきたい点として、水道料金値上げをしないためには、給水人口減少を今の見込みと比べ、どの程度に抑えれば良いのか、5点目として、日本</p>

	<p>は、社会資本整備が進んだ国であり、その負担に対する考え方は、人口密度に反比例するようなものではないと考えます。しかし、鉄道、バスなどの公共交通機関に続き、水道料金の負担が人口に反比例してきていると考えますが、国や道に対しての行動について伺います。</p> <p>(横山営業課長挙手)</p>
○議 長	<p>営業課長。</p>
○横山営業課長	<p>清水議員からの2点目の質問に順次お答えいたします。</p> <p>まず1点目ですが、現在の経営戦略では、平成28年度までの見込みと実績を基に物価上昇率を補正した上で、平成29年度から平成40年度までの事業費を積算してございます。今後の資材等の値上げは見込んでいないということでございます。とりわけここ1年程度は建設資材の上昇率は顕著でございますが、物価については上昇と下降を繰り返してございます。必ずしも今後の物価を上昇で見込むべき情勢であるというふうには考えておりません。</p> <p>2点目でございます。労務単価につきましても、現在の経営戦略上では、過去からの物価上昇率を補正した上で、再取得した場合の算定に反映してございまして、直近決算であります平成28年度の実績をベースといたしまして、その後12年間の事業費に反映しているところでございます。</p> <p>3点目でございます。本年2月に策定した経営戦略上では、給水人口の減少がそのまま料金収入の減少に比例する形で積算していたところですが、今般の水道事業ビジョン策定に向けた精査を反映いたしまして、来年2月には経営戦略の一部改定を予定してございます。その中では、人口減少に対する水道料金の減少率につきまして、過去9年間の実績を基に若干の上方修正をしたいと考えてございます。ご質問のありました、2017年度から2028年度まで給水人口推移の見込みとしては、人口は17.5パーセントの減少ですが、水道料金の減少については14パーセントにとどまる見込みです。</p> <p>4点目でございます。あくまでも平成40年度までの10年間の収支を維持するという観点で、平成41年度以降の収支不足を考慮しないで申し上げますが、年間あたり約1.0パーセント、11年間で11.5パーセントの給水人口の減少緩和が必要要件となります。このため17.5パーセント、11,492人減の人口減少の予測が6パーセント、3,939人減というところにとどまるとすれば、期間内の収支としては預金残高をぎりぎり確保できるという試算になってございます。</p> <p>5点目でございます。水道事業も含めた社会的インフラの将来にわたる負担でございまして、今後ますます深刻になってくるものと考えております。当企業団といたしましても、日本水道協会北海道地方支部、それから全国水道企業団協議会の北海道地区協議会、北海道等の四者によりまして、現在の枠組みの補助金等の満額支給に関する要望行動を行ってございます。さらには日本水道協会、それから全国水道企業団協議会を通じて、水道施設の再構築事業に対する今までにない新たな財政支援体制の確立について、国土交通省、厚生労働省、関係国会議員に対する要請行動を行っているところでございます。以上です。</p>
○清 水 議 員	<p>終わります。</p>

○議	長	以上をもちまして清水議員の一般質問を終了いたします。
○議	長	これもちまして、一般質問を終了いたします。
○議	長	以上をもちまして、本定例会に提案されました、議案の審査は全て終了いたしました。
○議	長	これもちまして、平成30年第2回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会午後2時58分

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員